

国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等支給決定基準新旧対照表

現行	改正（案）
国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等支給決定基準（令和7年4月版） 令和7年4月 国分寺市 福祉部 障害福祉課	国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等支給決定基準（令和7年8月版） 令和7年8月 国分寺市 福祉部 障害福祉課
目次 はじめに～障害福祉サービス編Ⅰ支給申請前及びサービス等利用計画案作成にあたっての留意事項について（略） Ⅱ支給決定基準 P13 1 （略） 2 具体的な量により支給量を算定する給付（サービス） p 23 1：同行援護 p 23 2：療養介護 p 23 3：生活介護 p 24 4：短期入所 p 26 5：施設入所支援 p 28 6：自立訓練（機能訓練） p 29 7：自立訓練（生活訓練） p 30 8：宿泊型自立訓練 p 31 <u>9：就労移行支援 p 32</u> <u>10：就労継続支援A型 p 33</u> <u>11：就労継続支援B型 p 35</u> <u>12：就労定着支援 p 37</u> <u>13：自立生活援助 p 38</u> <u>14：共同生活援助 p 39</u> <u>15：地域移行支援 p 43</u> <u>16：地域定着支援 p 44</u> 3 計画相談支援 <u>p 45</u> 障害児通所支援編 <u>p 49</u> Ⅰ支給申請前及び障害児支援利用計画案作成にあたっての留意事項について <u>p 50</u> Ⅱ支給決定基準 <u>p 53</u> 1：児童発達支援 <u>p 53</u> 2：放課後等デイサービス <u>p 54</u> 3：居宅訪問型児童発達支援 <u>p 55</u> 4：保育所等訪問支援 <u>p 56</u> 5：障害児相談支援 <u>p 57</u> 策定・改正等履歴 <u>p 83</u> はじめに 1 （略） <u>2 サービス等支給基準が対象とするサービス</u> 【障害福祉サービス】 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第	目次 はじめに～障害福祉サービス編Ⅰ支給申請前及びサービス等利用計画案作成にあたっての留意事項について（略） Ⅱ支給決定基準 P13 1 （略） 2 具体的な量により支給量を算定する給付（サービス） p 23 1：同行援護 p 23 2：療養介護 p 23 3：生活介護 p 24 4：短期入所 p 26 5：施設入所支援 p 28 6：自立訓練（機能訓練） p 29 7：自立訓練（生活訓練） p 30 8：宿泊型自立訓練 p 31 <u>9：就労選択支援 p 32</u> <u>10：就労移行支援 p 33</u> <u>11：就労継続支援A型 p 34</u> <u>12：就労継続支援B型 p 36</u> <u>13：就労定着支援 p 38</u> <u>14：自立生活援助 p 39</u> <u>15：共同生活援助 p 40</u> <u>16：地域移行支援 p 43</u> <u>17：地域定着支援 p 45</u> 3 計画相談支援 <u>p 46</u> 障害児通所支援編 <u>p 50</u> Ⅰ支給申請前及び障害児支援利用計画案作成にあたっての留意事項について <u>p 51</u> Ⅱ支給決定基準 <u>p 54</u> 1：児童発達支援 <u>p 54</u> 2：放課後等デイサービス <u>p 55</u> 3：居宅訪問型児童発達支援 <u>p 56</u> 4：保育所等訪問支援 <u>p 57</u> 5：障害児相談支援 <u>p 58</u> 策定・改正等履歴 <u>p 84</u> はじめに 1 （略） <u>2 サービス等支給基準が対象とするサービス</u> 【障害福祉サービス】 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第

5条第1項に定める「障害福祉サービス」をいう。以下同じ。）

介護給付	訓練等給付
①居宅介護、②重度訪問介護、 ③同行援護、④行動援護、 ⑤療養介護、⑥生活介護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援、⑨施設入所支援	①自立訓練（機能訓練）、 ②自立訓練（生活訓練）、 ③宿泊型自立訓練、 <u>④就労移行支援、⑤就労継続支援A型、⑥就労継続支援B型、⑦就労定着支援、⑧自立生活援助、⑨共同生活援助</u>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域移行支援・地域定着支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援

【障害児通所支援】（略）
3～4（略）

障害福祉サービス編

I 支給申請前及びサービス等利用計画案作成にあたっての留意事項について

1 障害福祉サービス及び地域相談支援給付に係る障害種別ごとの前提条件について（略）

障害種別	対象者	確認方法など
身体障害	（略）	（略）
知的障害	（略）	（略）
精神障害	（略）	（略）
難病患者等	<u>医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証等により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患（巻末資料No.1）にり患していることが確認できた方</u>	<u>当該診断書、特定医療費（指定難病）受給者証等（写し）を市へ提出していただく。</u>

5条第1項に定める「障害福祉サービス」をいう。以下同じ。）

介護給付	訓練等給付
①居宅介護、②重度訪問介護、 ③同行援護、④行動援護、 ⑤療養介護、⑥生活介護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援、⑨施設入所支援	①自立訓練（機能訓練）、 ②自立訓練（生活訓練）、 ③宿泊型自立訓練、 <u>④就労選択支援、⑤就労移行支援、⑥就労継続支援A型、⑦就労継続支援B型、⑧就労定着支援、⑨自立生活援助、⑩共同生活援助</u>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域移行支援・地域定着支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援

【障害児通所支援】（略）
3～4（略）

障害福祉サービス編

I 支給申請前及びサービス等利用計画案作成にあたっての留意事項について

1 障害福祉サービス及び地域相談支援給付に係る障害種別ごとの前提条件について（略）

障害種別	対象者	確認方法など
身体障害	（略）	（略）
知的障害	（略）	（略）
精神障害	（略）	（略）
難病患者等	<u>登録者証（指定難病）、医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証等により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患（巻末資料No.1）にり患していることが確認できた方</u>	<u>登録者証（指定難病）、当該診断書、特定医療費（指定難病）受給者証等（写し）を市へ提出していただく。</u>

上記以外の方	(略)	上記以外の方	(略)
2 (略)		2 (略)	
<u>3 サービス等利用計画案の作成にあたり</u>		<u>3 サービス等利用計画案の作成にあたり</u>	
(1) (略)		(1) (略)	
① 具体的な量で支給基準を定めるサービス 同行援護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、 <u>就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援</u>		① 具体的な量で支給基準を定めるサービス 同行援護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、 <u>就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援</u>	
② (略)		② (略)	
(2) ～ (3) (略)		(2) ～ (3) (略)	
<u>4 自立支援給付（障害福祉サービス）と介護保険制度との適用関係について</u>		<u>4 自立支援給付（障害福祉サービス）と介護保険制度との適用関係について</u>	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 障害福祉サービス固有のサービスについて 障害福祉サービスをはじめとする自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、上記(1)で示すとおりであるが、障害福祉サービス固有のサービスは①同行援護、②行動援護、③自立訓練（生活訓練）、 <u>④就労移行支援、⑤就労継続支援 A 型、⑥就労継続支援 B 型、⑦就労定着支援</u> とし、介護保険対象者であっても対象者の支援方針等を踏まえ、支給の必要性が認められるのであれば支給決定を行うものとする。これ以外の障害福祉サービスについては、介護保険制度におけるサービスでの対応が可能なものがあると考えられることから、対象者には介護保険制度の利用勧奨を行うとともに、介護保険制度でのサービスを優先して利用させるものとする。ただし、その際には一律に介護保険制度の利用によるものではなく、障害福祉サービスに相当するサービスが、介護保険サービス及び地域支援事業のみによって確保することができないと認められる場合や、介護保険の要介護認定等を受けた結果、非該当と認定され介護保険サービスが利用できない場合などは、相談支援事業所、高齢福祉課、居宅介護支援事業者等と連携を図り、必要に応じて審査会の意見を聴取したうえで適切に支給決定を行っていくものとする。		(2) 障害福祉サービス固有のサービスについて 障害福祉サービスをはじめとする自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、上記(1)で示すとおりであるが、障害福祉サービス固有のサービスは①同行援護、②行動援護、③自立訓練（生活訓練）、 <u>④就労選択支援、⑤就労移行支援、⑥就労継続支援 A 型、⑦就労継続支援 B 型、⑧就労定着支援</u> とし、介護保険対象者であっても対象者の支援方針等を踏まえ、支給の必要性が認められるのであれば支給決定を行うものとする。これ以外の障害福祉サービスについては、介護保険制度におけるサービスでの対応が可能なものがあると考えられることから、対象者には介護保険制度の利用勧奨を行うとともに、介護保険制度でのサービスを優先して利用させるものとする。ただし、その際には一律に介護保険制度の利用によるものではなく、障害福祉サービスに相当するサービスが、介護保険サービス及び地域支援事業のみによって確保することができないと認められる場合や、介護保険の要介護認定等を受けた結果、非該当と認定され介護保険サービスが利用できない場合などは、相談支援事業所、高齢福祉課、居宅介護支援事業者等と連携を図り、必要に応じて審査会の意見を聴取したうえで適切に支給決定を行っていくものとする。	
<u>5 障害児による障害福祉サービスの利用について</u> (略)		<u>5 障害児による障害福祉サービスの利用について</u> (略)	

表 (略)

※障害福祉サービスのうち、施設入所支援・重度訪問介護・療養介護・生活介護・共同生活援助・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・

就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・就労定着支援・自立生活援助について、15 歳以上 18 歳未満の児童が利用を希望する場合には、事前に児童相談所への意見照会を行い、利用が適当と認められた場合には障害者の場合と同じ手続きにより、支給の可否等を決定する。

II 支給決定基準

2 具体的な量により支給量を算定する給付（サービス）

1 同行援護～8 宿泊型自立訓練 (略)

表 (略)

※障害福祉サービスのうち、施設入所支援・重度訪問介護・療養介護・生活介護・共同生活援助・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労選択支援、就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・就労

定着支援・自立生活援助について、15 歳以上 18 歳未満の児童が利用を希望する場合には、事前に児童相談所への意見照会を行い、利用が適当と認められた場合には障害者の場合と同じ手続きにより、支給の可否等を決定する。

II 支給決定基準

2 具体的な量により支給量を算定する給付（サービス）

1 同行援護～8 宿泊型自立訓練 (略)

9 就労選択支援

（1）サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 13 項）

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。

（2）支給対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

（3）支給期間

支給決定の有効期間の開始日から原則 1 か月（最長 2 か月）

支給決定期間は原則 1 か月であるが、以下の条件を満たす場合には、さらに最大 1 か月（1 回）の更新を可能とする。

- ・自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1 か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合

	・作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、 <u>体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、 1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合</u> <u>(4) 支給量</u> <u>原則として、当該月の日数から8日を差し引いた日数の範囲以内とする。</u>
<u>9</u> 就労移行支援 (略)	<u>10</u> 就労移行支援 (略)
<u>10</u> 就労継続支援A型 (略)	<u>11</u> 就労継続支援A型 (略)
<u>11</u> 就労継続支援B型 (略)	<u>12</u> 就労継続支援B型 (略)
<u>12</u> 就労定着支援 (略)	<u>13</u> 就労定着支援 (略)
<u>13</u> 自立生活援助 (略)	<u>14</u> 自立生活援助 (略)
<u>14</u> 共同生活援助 (略)	<u>15</u> 共同生活援助 (略)
<u>15</u> 地域移行支援 (略)	<u>16</u> 地域移行支援 (略)
<u>16</u> 地域定着支援 (略)	<u>17</u> 地域定着支援 (略)